

(書式 1-1-1 1-2)

第三者に包括的に遺贈する場合の遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、その有する財産の全部を、遺言者の内縁の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）に包括して遺贈する。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

包括遺贈には、本例のような遺言者の財産全部を1人の受遺者に遺贈する全部的包括遺贈と、1人又は数人の受遺者に割合で遺贈する割合的包括遺贈とがある。割合的包括遺贈は、「全財産の3分の1を〇〇〇〇に包括して遺贈する。」、「全財産を〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2人に2分の1ずつの割合で包括して遺贈する。」のような遺言となる。

「遺言者の所有する財産」とせず、「遺言者の有する財産」としたのは、包括遺贈の対象財産には、所有権だけでなく賃借権等多様な権利と債務も含まれるからである。

包括遺贈についても、登記等の対抗要件の具備を容易にするため、遺言執行者の指定をするのが相当である。

